

2011年8月29日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—財政部、税関総署、国家税務総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第187号)

財政部、税関総署、国家税務総局 重慶市、四川省などを含む西部地区開発の 優遇政策を継続

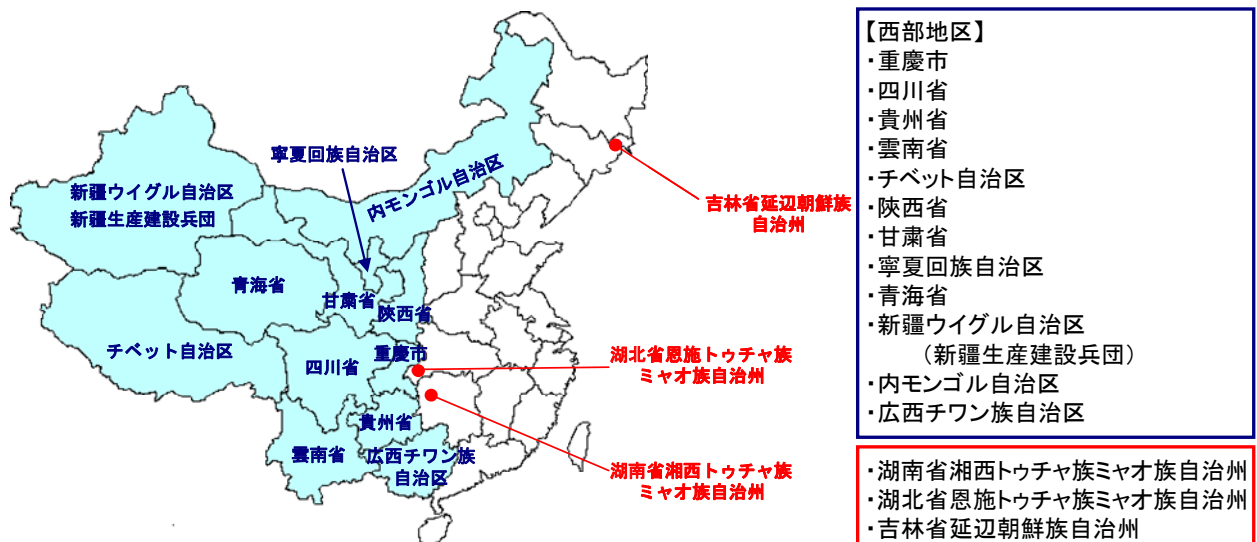
平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

党中央、国务院の西部大開発戦略をさらに支持し、確実に実行するため、財政部、税関総署、国家税務総局は、2011年7月27日付で『西部大開発戦略を一層実施するにあたっての関連税收政策問題に関する通達』(財税[2011]58号、以下、『58号通達』という)を公布しました。『58号通達』は2011年1月1日より執行されています。

『58号通達』は、財政部、国家税務総局、税関総署が2001年12月30日付で公布した『西部大開発の税收優遇政策問題に関する通達』(財税[2001]202号、以下、『202号通達』という)を踏まえて新たに規定されたもので、西部地区の開発にかかわる輸入設備の関税を免税とすること、および企業所得税の優遇政策を継続することなどについて明確に規定しています。『58号通達』の詳細は以下の通りです。

1. 西部地区とは？

『58号通達』が適用される西部地区は、青色で示された1市6省5自治区です。赤色で示された3つの自治州については、西部地区の税收政策に照らして執行することができます。



2. 投資総額内で輸入した自家用設備については、関税を免税

『58号通達』では、西部地区の内資奨励類産業、外商投資奨励類産業、優勢産業のプロジェクトについて、投資総額内で輸入した自家用設備は政策規定の範囲内で関税を免税とすると規定されています。

『202号通達』では、投資総額内で輸入した自家用設備については、①関税、②輸入環節増値税を免税とすると規定されていましたが、2009年1月1日からの増値税改革に基づき、輸入設備の輸入環節増値税の免税が廃止となったため、『58号通達』では輸入環節増値税の免税は除外され、関税のみを免税としました。

3. 2011年～2020年の10年間も企業所得税15%の税率を継続

『58号通達』では、2011年1月1日から2020年12月31日の期間、西部地区の奨励類産業企業は、15%の税率に基づいて企業所得税を徴収すると規定されています。

『202号通達』では、西部地区の国家奨励類産業の内資企業および外商投資企業は2001年から2010年の10年間、15%の税率に基づいて企業所得税を徴収する旨が規定されており、2008年の企業所得税改正後も『国務院の企業所得税の過度的優遇政策の実施に関する通達』(国発[2007]39号)の公布により、15%の企業所得税税率が継続されていましたが、『58号通達』では、その15%の企業所得税税率の優遇をさらに10年間延長することが規定されています。

また、その優遇政策が適用される“奨励類産業企業”については、『202号通達』では内資企業と外商投資企業を分けて定義されていましたが、『58号通達』では、『西部地区奨励類産業目録』¹で規定されている産業プロジェクトを主要業務とし、その主要業務の収入が企業収入総額の70%以上を占める企業に統一されました。

『202号通達』		『58号通達』	
期間	10年間 (2001年～2010年)	期間	10年間 (2011年～2020年)
税率	15%	税率	15%
奨励類 産業企業の 定義	- 以下の目録で規定されている産業プロジェクトを主要業務とする 【内資企業】 『当面の国家重点奨励発展産業、製品、技術目録(2000年改正)』 【外商投資企業】 『外商投資産業指導目録』 『中西部地区外商投資優勢産業目録』(第18号令) - 主要業務の収入が企業収入総額の70%以上を占める	奨励類 産業企業の 定義	『西部地区奨励類産業目録』¹で規定されている産業プロジェクトを主要業務とする - 主要業務の収入が企業収入総額の70%以上を占める

¹ 『西部地区奨励類産業目録』は、別途公布されます。

4. 企業所得税“2免3減半”の優遇は期限満了日まで継続可能

2010年12月31日以前に西部地区に設立された企業について、『202号通達』第2条第3項²の規定に基づいて企業所得税“2免3減半”の優遇を享受することができる交通、電力、水利、郵政、ラジオテレビ企業は、その企業所得税“2免3減半”の優遇を期限満了日まで継続して享受することが可能となりました。

関連手続きに関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

『58号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語仮訳、および5ページにございます中国語原文をご参照ください。

財政部 税関総署 国家税務総局

財税[2011]58号

『西部大開発戦略を一層実施するにあたっての関連税收政策問題に関する通達』

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、国家税務局、地方税務局、新疆生産建設兵団財務局、税関総署
広東分署、各直属税関：

党中央、国务院の西部大開発戦略を一層実施することに関する精神を貫徹・実行し、西部大開発をさらに支持するため、ここに関連税收政策問題について以下の通り通知する。

1. 西部地区の内資奨励類産業、外商投資奨励類産業および優勢産業のプロジェクトに対して、投資総額内で輸入した自家用設備は、政策規定の範囲内で関税を免税とする。
2. 2011年1月1日から2020年12月31日までの期間、西部地区に設立されている奨励類産業企業については、15%の税率に基づいて企業所得税を徴収する。

² 『202号通達』第2条第3項(抜粋)

西部地区に新たに設立された交通、電力、水利、郵政、ラジオテレビ企業については、上述プロジェクト業務の収入が企業総収入の70%以上を占める場合、企業所得税について以下の優遇政策を享受することができる。内資企業は生産経営を開始した日から1年目から2年目は企業所得税を免税とし、3年目から5年目は企業所得税を半減して徴収する。外商投資企業は経営期間が10年以上の場合、利益を獲得した1年目から2年目は企業所得税を免税とし、3年目から5年目は企業所得税を半減して徴収する。(以下省略)。

上述の奨励類産業企業とは、『西部地区奨励類産業目録』で規定されている産業プロジェクトを主要業務とし、かつその主要業務の収入が企業収入総額の70%以上を占める企業を指す。『西部地区奨励類産業目録』は、別途公布する。

3. 2010年12月31日以前に西部地区に新たに設立された企業について、『財政部、国家税務総局、税関総署の西部大開発の税收優遇政策問題に関する通達』（財税[2001]202号）第2条第3項の規定に基づいて企業所得税“2免3減半”の優遇を享受することができる交通、電力、水利、郵政、ラジオテレビ企業は、その享受している企業所得税“2免3減半”の優遇については期限満了日まで引き続き享受することができる。
4. 本通達でいう西部地区とは、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区、新疆生産建設兵団、内モンゴル自治区および広西チワン族自治区を含む。湖南省湘西トゥチャ族ミャオ族自治州、湖北省恩施トゥチャ族ミャオ族自治州、吉林省延辺朝鮮族自治州は、西部地区の税收政策に照らして執行することができる。
5. 本通達は2011年1月1日から執行する。『財政部、国家税務総局、税関総署の西部大開発の税收優遇政策問題に関する通達』（財税[2001]202号）、『国家税務総局の西部大開発の関連税收政策を実行するための具体的な実施意見に関する通達』（国税発[2002]47号）、『財政部、国家税務総局の西部大開発の税收優遇政策の適用目録変更問題に関する通達』（財税[2006]165号）、『財政部、国家税務総局の西部地区観光名所・観光地の経営を西部大開発の税收優遇政策範囲に含めることに関する通達』（財税[2007]65号）は、2011年1月1日より執行を停止する。

財政部 税関総署 国家税務総局

2011年7月27日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 山口江梨 】

财政部 海关总署 国家税务总局

财税[2011]58 号

关于深入实施西部大开发战略有关税收政策问题的通知

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、地方税务局，新疆生产建设兵团财务局，海关总署广东分署、各直属海关：

为贯彻落实党中央、国务院关于深入实施西部大开发战略的精神，进一步支持西部大开发，现将有关税收政策问题通知如下：

一、对西部地区内资鼓励类产业、外商投资鼓励类产业及优势产业的项目在投资总额内进口的自用设备，在政策规定范围内免征关税。

二、自 2011 年 1 月 1 日至 2020 年 12 月 31 日，对设在西部地区的鼓励类产业企业减按 15% 的税率征收企业所得税。

上述鼓励类产业企业是指以《西部地区鼓励类产业目录》中规定的产业项目为主营业务，且其主营业务收入占企业收入总额 70% 以上的企业。《西部地区鼓励类产业目录》另行发布。

三、对西部地区 2010 年 12 月 31 日前新办的、根据《财政部国家税务总局海关总署关于西部大开发税收优惠政策问题的通知》（财税[2001]202 号）第二条第三款规定可以享受企业所得税“两免三减半”优惠的交通、电力、水利、邮政、广播电视企业，其享受的企业所得税“两免三减半”优惠可以继续享受到期满为止。

四、本通知所称西部地区包括重庆市、四川省、贵州省、云南省、西藏自治区、陕西省、甘肃省、宁夏回族自治区、青海省、新疆维吾尔自治区、新疆生产建设兵团、内蒙古自治区和广西壮族自治区。湖南省湘西土家族苗族自治州、湖北省恩施土家族苗族自治州、吉林省延边朝鲜族自治州，可以比照西部地区的税收政策执行。

五、本通知自 2011 年 1 月 1 日起执行。《财政部国家税务总局海关总署关于西部大开发税收优惠政策问题的通知》（财税[2001]202 号）、《国家税务总局关于落实西部大开发有关税收政策具体实施意见的通知》

（国税发[2002]47号）、《财政部国家税务总局关于西部大开发税收优惠政策适用目录变更问题的通知》（财税[2006]165号）、《财政部国家税务总局关于将西部地区旅游景点和景区经营纳入西部大开发税收优惠政策范围的通知》（财税[2007]65号）自2011年1月1日起停止执行。

财政部 海关总署 国家税务总局

二〇一一年七月二十七日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。